

陳 述 書

- 1 私は、香川県の住民であり、元 高校教員です。また私は、今回の住民訴訟の控訴人の1人です（以下「私」といいます。）。

この陳述書では、原判決および原審の乙1号証を熟読した上で、今回の住民訴訟で問題とされている香川県ネット・ゲーム依存症対策条例（以下「本件条例」といいます。）、とくに第18条2項に関する私の意見と、本件条例を問う別訴訟で被告香川県から行われた弁護士に対する着手金の支払いなどについての私の意見を、詳しくお話しいたします。

以下、インターネット上に残されているニュース記事・発言記録はインターネットで見ることができる公知の事実として、URLを明記して引用します。

- 2 私たちが原審で原告人として主張・立証する際、別件被告香川県が本件条例の根拠としている樋口進医師が自著『スマホゲーム依存症』（内外出版社、2018年）82～85頁（甲44号証）に記した内容を引用して、「国際疾病分類の第11版（ICD-11）に『ゲーム障害』（gaming disorder）が発表され、令和元年5月に正式に収載された。」経緯について確認しました（原審、原告の準備書面（2）の27～29頁）。

- 3 樋口進医師によれば「2013年にジュネーブで開催された依存に関するWHO会議に参加した際、私は改訂の中身について、初めて知らされました。それによると、ICD-10と同じく ICD-11の草稿でも、ネット依存やゲーム依存はまったく含まれていなかったのです」。

つまり、WHOの「ICD-11」の草案には Gaming Disorder が記載されていなかったのです。この事実は、WHO内に Gaming Disorder に関する研究蓄積がなさすぎることや、Gaming Disorder 記載否定論がWHO内では多かったことを意味しています。

- 4 さらに、樋口進医師によれば「会議の後、私はWHOの依存担当者であるポズニャック博士に直談判しました。しかし、担当官は『入る可能性はない』と冷淡な態度で応じます。」「それでも私は食い下がり、「『これに関するプロジェクトを始めてみよう』という約束を取りつけました」。しかし、このプロジェクトの予算が「WHOになかつ

たのです。そこで、当面の予算は久里浜医療センターが拠出することになりました」。「第1回のネット依存に関するWHO会議を東京」「2014年8月、国立がん研究センターで、世界15ヵ国から専門家を招く形で開催」、「第2回の会議は翌年8月、ソウルで韓国政府、久里浜医療センター、韓国の依存医学会の共催」、「続く2016年9月に香港」、「いずれの会議でも、私が座長を務めさせていただき、2017年10月に発表したICD-11の草稿に初めて、念願の『ゲーム障害』(gaming disorder)が収載されるに至っています」。

要約すると、樋口進医師がWHO担当者に「直談判」して、かろうじてプロジェクトだけは起ち上げたけれども、WHOは予算を出さなかったのです。また、ネット依存に関する東京会議はコロナ禍より前であるにも拘わらず、わずか15ヵ国の参加しか得られず、ICD-11へのGaming Disorder記載は、WHO全加盟国(2023年4月現在194か国・地域と2準加盟地域)の中で明らかに少数者の関心事でした。

5 ICD-11の「精神疾患」項目へのgaming disorder収載は、プロジェクトの開催場所も東京、ソウル、香港と限定的であり、予算も「久里浜医療センターが拠出し」、「いずれの会議でも、私が座長」と樋口進医師が記した通り、樋口医師ら少数者が強引におしすすめた運動の結果だと言わざるを得ません。

6 ICD-11作成の中心メンバーの一人ジェフリー・リード教授(コロンビア大学)が「ICD-11へのGaming Disorder収録に関して『アジアの国々から大きな圧力を受けている』と証言」(<https://ides.hatenablog.com/entry/2021/11/20/031359>)という情報がWHO関係者に流れたのが、プロジェクト会議が東京～香港で行われていた2016年でした。

その後、2021年11月には、オックスフォード大学のA.シュビルスキー教授が、ICD-11へのGaming Disorder収録の「根拠となった論文のリスト」をWHOに問い合わせた結果、WHOは「根拠や正当性を文書化して伝えることは、不可能ではないが、困難なことだ。」と回答した上で、公式ホームページ上の「Gaming Disorderに関するFAQ(松崎注:よくあるご質問)」ページを削除しているのです(<https://ides.hatenablog.com/entry/2021/11/18/170331>)。

7 1990年から適用されている前回のICD-10において、ICD-9には記載されていた「同性愛」が削除され、他方で「性同一性障害」が新たに「精神疾患」項目に記

載されました。「性同一性障害」記載については研究蓄積も不足しており、多様な記載反対論が優勢となったため、今回の ICD-11 では「精神疾患」の項目から外れ、Gender Incongruence（仮訳は「性的不合」という、「性の健康に関連する状態」に分類されるようになりました。

(https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/news/2019/5/13.html)。

- 8 1990 年段階の「性同一性障害」と現在の「Gaming Disorder」とを比べると、研究蓄積の不足、位置づけの議論の不足が共通し、当然ながら「症状」分析・「原因」分析や「対策」研究などが決定的に不足している点も共通しています。

ICD-11 に「Gaming Disorder」が記載されたからといって、香川県という一地方自治体が、本件条例のように「ネット・ゲーム依存症」などという勝手な言葉を造語しつつ条例化し、「保護者の責任」ばかりを強調して不安をあおって県民・国民を混乱に陥れることが許されるはずがありません。

- 9 とりわけ強調しておきたいのは、ICD-11 の「Gaming Disorder」の項目には、「予防」や「対策」に関することは一文字たりとも書かれていないことです。Gaming Disorder に限ってさえ「予防」や「対策」が見えていない現段階で、本件条例第 18 条（特に第 2 項）のように何の根拠もなく、危険で有害な「対策」を条文化して県民に悪影響を与えるなどということが、あって良いのでしょうか。

- 10 本件条例の第 18 条 2 項は、「子どものネット・ゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームの利用に当たっては、1 日あたりの……」利用時間制限を課し、スマホ等の使用時刻制限を課しています。

条文内の「つながるような」という言葉は、令和 2 年＝2020 年 1 月 10 日の第 5 回条例検討委員会で発表された条例「素案」から一貫して使われています。この「素案」第 18 条 2 項は「……子どものネット・ゲーム依存症につながるようなスマートフォン等の使用に当たっては、1 日あたりの使用時間が 60 分まで……の時間を上限とするとともに……午後 10 時まで使用をやめるルールを遵守させるものとする。」（甲 41 号証の 8）という内容でした。

- 11 この条例「素案」に対して、「素案」発表から 4 日後、当時の香川県知事は定例記者会見（令和 2 年＝2020 年 1 月 14 日）で次のように述べています。

(<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12305761/www.pref.kagawa.lg.jp/kocho/chijipage/chijiteirei/2020/wv4w1o200114143241.html>)

「子どものネット・ゲーム依存症につながるような、スマートフォン等の使用にあたって、60分なり90分という制限をするということでもありますので、そういうネット環境というか、インターネットの通常の使用といいますか、それがいろんな、当然、本来、ゲーム等以外のものに活用されるわけでもありますけども、そうしたもので規制していると、私は理解しておらないわけであって、依存症対策のためにですね、こうした点も検討していくということは必要ではないかと考えております。」

つまり、香川県知事は「素案」の「子どものネット・ゲーム依存症につながるようなスマートフォン等の使用……制限」という部分について、「インターネットの通常の使用」「まで規制していると、私は理解しておらない」と言ったわけです。

「子どものネット…依存症につながるようなスマートフォン等の使用」は「制限する」が、「ネットの通常の使用」は制限しない、というのが香川県知事による公式の解釈ということになります。

本件条例の第18条2項に引き継がれた、「子どものネット・ゲーム依存症につながるような」という限定句は、結局、医学に関してシロウトである県民に自分の子どものゲーム・スマホの使用が「ネット・ゲーム依存症につながる」のか否かの医学的判断を迫る、などという とんでもない限定句なのです。

- 12 本件条例の第18条2項が、「子どものネット・ゲーム依存症につながるような」という限定対象にゲーム60分の利用制限やスマホ使用 午後9時までの制限を課していることについて―――控訴理由書では、本件条例の第18条の第2項が、樋口進医師が「一番してはならない」と指摘している「スマートフォンを取り上げ、ネット接続を遮断すること」を香川県民に義務付けていることの有害性を訴えています。

樋口医師は、その論考「解説：内科系疾患の背景にゲーム依存が隠れている可能性がある」の30頁（甲14号証）によれば、「ゲーム依存の外来での診察では」「ゲーム依存と診断した場合、一番してはならないのがスマートフォンを取り上げ、ネット接続を遮断することだ」と述べ、「取り上げるだけでは改善せず、逆に暴力などの二次的被害が発生し、状況はますます悪くなる。問診を重ね、自分の問題であることを理解し、自らがゲームの時間を減らし、完全停止を決断させる。それに向けて努力を

尽くすことが、主な治療になる。」と明確に述べています。

それに対して、本件条例 18 条 2 項は、「子どものネット・ゲーム依存症につながるような」ケースに対し、ゲーム 60 分の利用制限やスマホ使用 午後 9 時までの制限を提示して、保護者にスマホ取り上げやネット遮断をするよう示唆しています。まさに本件条例の規制は、以上の樋口進医師の意見そのものに真っ向から反しており、危険で有害な、誤った内容なのです。

だからこそ、大西秀人高松市長が「スマートフォンの取上げや禁止が、かえって逆効果となる」「二次的被害の情報につきましても、広く周知」（甲 66 号証）しなければならないような事態に、すでに陥っている、と私たちは主張しました。

13 実際、2023 年 4 月に出版された『ルポ ゲーム条例』（山下洋平著、河出書房新社。本陳述書に資料として添付します。）には、以下のような実例が続々と登場しました。仮名で証言しているのは、高松市の依存症治療拠点機関である三光病院で行われている、「当事者同士でネットやゲームとの付き合い方を話し合うグループワーク」などに参加している親子です。

14 （2022 年度段階で）「大学 1 年生の原カズマさん（19）がゲームに没頭し始めたのは、高校に入ってから」（p.219）であり、原カズマさんは「条例ができたときは 17 歳で、対象となる年齢だった」（p.222）。「母親のマミコさんは話す。『日常生活や学校生活に支障が出ているからっていうので、タブレットやスマホを隠したんですけど、怒って壁に穴をあけたり、つかみあいのけんかをしたり。……』」（p.220）。

「岡本ユウタさん(20)も、高校の担任との衝突がきっかけでゲームの時間が長くなり、学校に行けなくなった。母親のカヨさんは『ゲームが悪いんだ』と取り上げようとして息子と衝突し」（p.220）、「『2 つに折りました、ニンテンドー DS を。』」（p.221）。そのとき、ユウタさんは、「『生きている意味がないから死のう』ってベランダに行きました」。カヨさんは「『こんな毎日嫌やし、子どもを見ているのもつらいし、親もどうにかなりそうでした。』」（p.221）。

15 「高校 2 年の水田リョウさん(17)」が「三光病院に通院するきっかけとなったのは『高額課金』だった。」「約 70 万円の請求が来た。」（p.219）。「ゲーム機を没収された」「強硬手段を取られたときには『反発して壁を蹴って穴を開けた』」（p.222）。

「条例案が話題になったとき、こども外来に通う中・高生の間ではバカにするよう

な反応が多かったという。」「当時は何時間ゲームしたかを『1 香川』『2 香川』って言うのがはやっていました。」「1 時間を『1 香川』っていう単位で」。条例「を盾に親に何か言われるってなると、だる過ぎるので個人的にはすごい反対」(p.222)。

- 16 母親である「岡本カヨさんは、条例が家庭でのルールづくりなどを『保護者の努力義務』にしている点に言及した。『あれは親が守らせるようにしましたよね。子どもに対してじゃなく。でも、それができてたらこんなことにはなっていない。60 分とかいっても、実際『それ以外、何をしたらええの?』って言われると、親が何か別のものを提供しなければならないみたいな、ちょっと強迫観念がある。条例を作った人たちの理解が足りてないのかなって。根性論みたいな、気合が足りんからやめられんのやみたいな。だから 60 分とか具体的な数字が出てくる』」(pp221-222)。

水田リョウさんの母親である「水田ミキさんも、子どもにルールを守らせる責務について」「『それを強制的にやるとしたら、もう家庭内戦争が起きてボロボロになる覚悟で、けんかしながらでもやれって言うんだっていう感じ』」と言い、実際、息子の水田リョウさんは、「強硬手段を取られたときには『反発して壁を蹴って穴をあけた』」(p.222) わけです。

- 17 「水田リョウさんと原カズマさん、2 人に共通しているのが、ゲームに依存することで生活が壊れていくより先に、学校生活での『つまずき』があったことだ」(p.220)。

香川県議会の第 4 回「条例検討委員会」(甲 41 号証の 4)にも招かれて発言した三光病院の海野順院長は「こう指摘する。『つまずきがあって、現実の大変さをゲームでうまくバランスをとる。その大変な期間が続いているうちに、本人にとってはゲームの大切さがどんどん上がる。ゲームがつながり先として非常に大きくなっていくと、それを捨ててリアルのほうを充実させたいという気持ちがなかなか育ちにくくなる』」(p.220。『ルポ ゲーム条例』からの引用部分終了。)

つまり、私の高校教員時代の経験から言っても、ゲーム活動そのものが先行する「原因」となって不登校やひきこもりになっているケースは多くありません。いじめや排除の構造のなかで不登校となり、家にいるしかないので、ゲームばかりしているケースの方が一般的です。

ゲームは原因ではなく、結果であると考えべきです。むしろ本人にとってみればゲームが救いになっていることが多く、それを取り上げるのは非常にまずい——そ

のことがわかっている樋口進医師は「スマートフォンを取り上げ、ネット接続を遮断すること」は「一番してはならない」と指摘しているのです。

- 18 そうであるにも拘らず、本件条例第18条2項は、直近の現象面だけをとらえて、「……子どものネット・ゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームの利用に当たっては、1日あたりの……」利用時間制限を課し、スマホ等の使用時刻制限を課しているのです。

本件条例第6条で「保護者は、子どもをネット・ゲーム依存症から守る第一義的責務を有することを自覚しなければならない」などと脅された親は、「目安」とはいえ「60分」などの数字を条例から突きつけられている以上、自分の子どもが「目安」の3～4倍以上の時間、ゲームやスマホ・PCに熱中していれば、それらを取り上げ、ネット接続を遮断するしかないではありませんか。

県議会の第2回「条例検討委員会」のメインゲストとして招聘されて講演し（甲41号証の6）、香川県が本件条例の根拠としている樋口進医師が「一番してはならない」と指摘している内容を、わざわざ「子どものネット・ゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームの利用に当たって」などと限定句まで明記して、時間・時刻制限を書き込んでいる本件条例は危険で有害な条例であることを、是非ともわかっていただきたい。

- 19 だからこそ、香川県弁護士会は組織をあげての検討の結果、2020年5月25日、本件「条例の廃止、特に本条例の第18条2項については即時削除を求める」との会長声明（甲7号証）を発したのです。

本来、香川県議会の本件「条例検討委員会」や大山一郎委員長（同時に県議会議長）は、2020年1～2月に実施されたパブリック・コメントに寄せられた、香川県民の膨大な意見を読んだ上で、本件条例案に関する議論の延長や廃案または大幅修正を決断すべきでした。しかし、大山委員長は自らの陣営による犯罪的パブコメ不正を隠蔽するため、条例検討委員の議員にすらパブコメを読ませないまま本会議採決する、などという驚くべき強権発動を行ないました（甲56, 57, 58号証など）。

そもそも、本件条例の提案者でもあった大山一郎条例検討委員会委員長は――
2019年2月の県議会本会議で「ゲームを五十分間プレーすることによって生じたドーパミンの放出増加」が「覚醒剤を体重一キログラム当たり〇・二グラム注射したとき

のドーパミン放出増加」「にほぼ匹敵するものでありました。」などという一方的な「情報」で「50 分間のゲーム」ですら問題だとするゲーム否定論者であり、あげくの果てに、スマートフォンを「寝床まで持っていくのは、ベッドの横にヘロインや覚醒剤を置いているに等しい行為なのかもしれない」なる典型的フェイク発言を議事録に残す

<http://www.db-search.com/kagawa/index.php/9782957?Template=doc-one-frame&VoiceType=OneHit&VoiceID=28483>

ような「委員長」ですから、つくった条例が違憲・違法、問題だらけであるのも、当然なのです。

20 こういうフェイク情報を信じ込むような人が香川県議会議長になれるような状況であるだけに、ICD-11 への **Gaming Disorder** の収載や、とりわけ本件条例を「根拠」に、ネットやゲーム熱中者に「精神疾患」のレッテルが貼られてしまうことの危険性についても、裁判官の皆さまには理解していただきたいのです。

日本で **Gaming Disorder** の治療を謳った「矯正」施設はまだないでしょうが、有名な戸塚ヨットスクールのように不登校、ひきこもり、ニートの矯正を謳い、不適切なサービスをしている施設は各地に存在し、死亡者も出しています。こういった施設は経営が苦しいところが多いようですから、**Gaming Disorder** 関連で商売を拡大する可能性は小さくありません。すでに施設とスタッフはいて、看板さえ書き換えればいいわけですから。

本件条例が広めてしまった議員の造語「ネット・ゲーム依存症」の名のもとに、ただのゲーム好きの子どもたちや若者が施設に収容されるケースが今後出てくるのではないかと、非常に心配です。

さらに、精神科病院がこのビジネスに手を出す可能性も充分にあり得ます。現在は、民間の精神科病棟のベッドがかなり空いてしまっているのも、その埋め合わせに「ネット・ゲーム依存症」などとラベリングされた子どもたちを入れるのではないかという危惧があります。(2021 年 10 月 29 日の **SYNODOS**。井出草平・大阪大学非常勤講師と山根信二・東京国際工科専門職大学教員との対談。)

(<https://synodos.jp/opinion/society/27424/>)

「矯正」施設についても精神科病院にしても、入所・入院させてしまえばゲームはできなくなるので、強制的「治療結果」は確実に出せますから、ビジネスとして成立してしまいそうな現状が、とても恐ろしいです。

2023 年 2 月に放映された NHK 番組「ルポ 死亡退院 ～精神医療・闇の実態～」(<https://www.nhk.jp/p/etv21c/ts/M2ZWLQ6RQP/episode/te/XMN1G4994L/>) に描かれ、逮捕者も出ているような日本の一部の精神科病院の恐るべき実態を考えてもらえば、この心配のリアリティーがわかっていただけたと思います。

- 21 本件条例制定から 2 ヶ月後にはなりましたが、問題の本質をついた香川県弁護士会会長声明が本件条例の廃止や条文の即時削除を求めたわけですから、香川県・香川県議会は、香川県弁護士会会長声明が出された翌日、2020 年 5 月 26 日から本件条例を再検討し、条例廃止または 18 条削除をふくむ大幅改正を行うべきだったのは当然ではないでしょうか。

とくに、前掲の『ルポ ゲーム条例』によれば、5 月 25 日の香川県弁護士会会長声明に関する記者会見の場で、弁護士会会長声明は「香川県議会議員一人ひとりに郵送した」(p.109)ことが説明され、そして徳田陽一会長らが「仮に『第三者委員会』等の設置が必要ということになれば弁護士会として協力は惜しまない考えを示した。」(p.111) わけですから、香川県・香川県議会は法律専門家の協力を得ながら、本件条例の再検討を進めるべきでした。

同年 1 ～ 2 月のパブリック・コメントにおいて、「香川県弁護士会に所属する弁護士の中には」「パブリックコメントを提出した人もいた」(p.111) わけですから、まずは県議会議員などがパブリック・コメントそのものを読むこと、その上で法律専門家の意見を生かして本件条例の改廃を進めることが香川県議会の責務であったにも拘らず、香川県・香川県議会は意図的にそれをなおざりにしたわけです。

- 22 本件条例により基本的人権が侵害されたことを理由にした国家賠償請求訴訟が高松地裁に提起されたのは、同年 9 月 30 日でした。その 4 ヶ月も前に、香川県弁護士会が本件「条例の廃止、特に本条例の第 18 条 2 項については即時削除を求める」という声明を出したわけで、香川県・香川県議会は本件条例改廃のチャンスを同年 5 月に得たのに、チャンスを生かそうともせず職務放棄したと言わざるを得ません。

結局、同年 9 月 30 日の提訴内容を誠実に受け止めて、本件条例を再検討する 2 回目のチャンスを生かすこともなく、香川県は違憲性が明らかな本件条例を「合憲・合法」と強弁するために、旅費宿泊費が高い東京や名古屋などの 3 名もの弁護士に対して、本件着手金の支出を行ないました。それが香川県の裁量の逸脱・濫用にあらず、

違法かつ無効でない、などということがあって良いのでしょうか。

23 結論

本件条例を問う別訴訟における香川県から弁護士への着手金の支払いと報酬金の合意などは、各弁護士の報酬基準と適合していない上に、その支出は、地方財政法4条1項が「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」としている「その目的」に反しています。同条項の「目的」とは、憲法に照らして正当な目的でなければならないからです。

少なくとも本件条例18条は憲法に違反していますから、香川県によるそのような公金（税金）の支出が、憲法94条・98条1項及び99条に違反していることは明白であり、その支出が地方財政法4条1項に違反していることも明白です。

加えて、私たち控訴人が一貫して主張してきたとおり、本件条例の内容が県の主張のように「努力義務」であるのなら、別訴訟で香川県は弁護士に対して多額の着手金などを支払って訴訟に対応しなくとも、本件条例を改廃した上で、もっと科学的根拠のある提案を県民に啓発・広報すれば足りることも明白です。そうすれば、別訴訟に公金（税金）の支出を行う必要性は何もなかったのです。

香川県は本件条例制定時から別訴訟 提訴までの間に、本件条例の18条2項などが憲法違反であることを認めて、本件条例を改廃すべき義務を負っていたにも拘わらず、それを行わずに、別訴訟で弁護士に対して着手金を支払い、報酬金などの支払いの合意を行いました。そのような香川県による公金（税金）の支払いを絶対に許してはいけないと確信しています。

政務活動費や海外視察費用のように不法な支出が蔓延してきた香川県において、まさに最後の砦として、新鮮な視点で議論を尽くしていただいて、あらたなご判断に至ることを切に願っています。

以上

令和5年6月1日

住所

香川県高松市

氏名

松崎 光成

以下

添付資料

合計7枚

表紙

奥付

引用ページは

本のページ順に並んでいます。